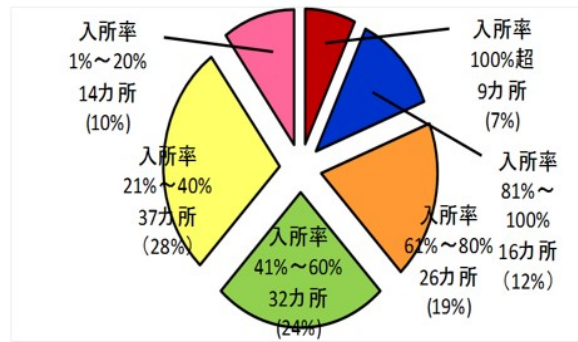


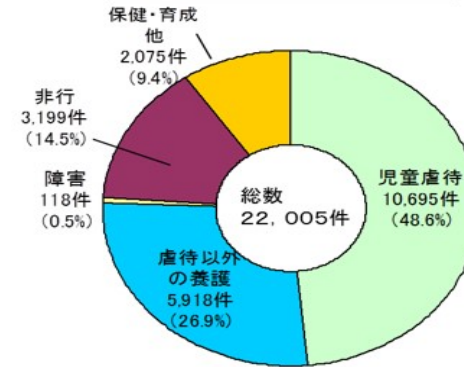
## 現状

児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設（一時保護所）を設けることとされている。児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができることとされている。

年間平均入所率（平成26年）



平成26年度 保護理由別件数



## 課題

一時保護の対象となる児童の数が増加傾向にあるため、十分な定員を確保する必要がある。

一時保護を要する背景は虐待、非行あるいは養育困難など様々であり、個々の児童の状況に応じた対応を可能とするための環境改善が必要である。

保護・支援を受ける子どもの立場に立った質の向上が必要。

質の客観性の担保、課題の共有化が必要。

## 対応

里親等へ一時保護委託を推進する。  
 一時保護所についても必要な環境改善や量的拡大を図る。  
 一時保護所について第三者評価の仕組みを設ける。

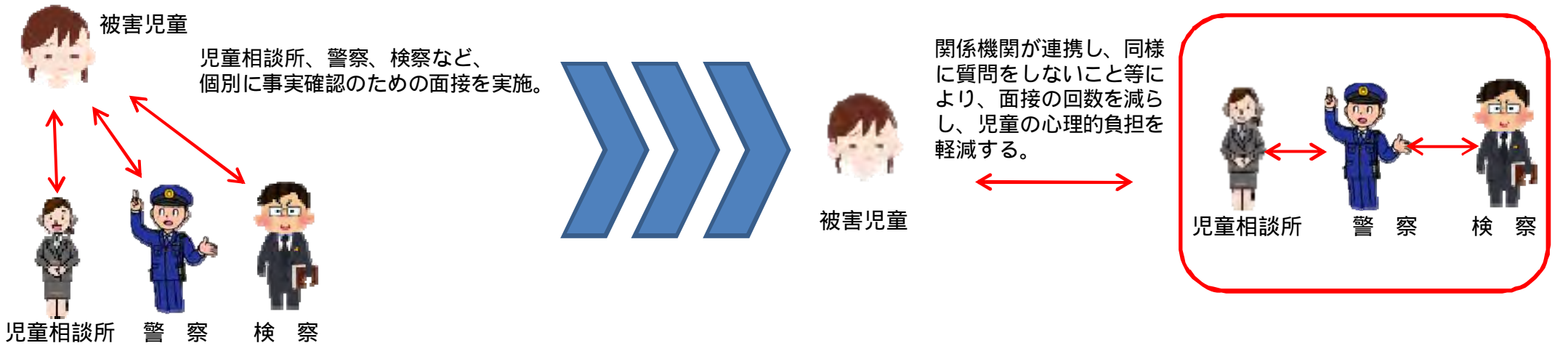
# 被虐待児童の心理的負担に配慮した面接

## 現状

特に性的虐待においては、外傷が認められないことが多い、生活状況からその事実の確認を行うことが困難であることなどから、児童の面接での証言内容が非常に重要な意味を持つ。

性的虐待などを受けた児童は、被害状況の確認のため、児童福祉司などの児童相談所職員、警察官、検察官などから、複数回にわたり面接を受けることとなる。

### <イメージ>



## 課題

被害状況の確認のための面接自体がいわゆる「二次的被害」( )につながる場合がある。

二次的被害とは、性的虐待などの事実を思い出し話すこと自体が元のトラウマ的な出来事の再体験としてトラウマを生じさせること。

## 対応

児童相談所、警察及び検察が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接を実施するなど、被虐待児童の心理的負担に配慮した試行的取組を実施する。

# 情緒障害児短期治療施設の体制整備等

## 現状

情緒障害児短期治療施設は、少子化社会対策大綱において全国47カ所を目標（平成31年度）としているが、平成26年度において全国38カ所の設置に留まっている。

平成27年度に新たに5カ所設置予定であり、設置都道府県数も32道府県となる予定。

情緒障害児短期治療施設がない地域では、児童養護施設に心理療法の担当職員などを配置して対応。

## 情緒障害児短期治療施設の設置カ所数

H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
3 7 カ所	3 7 カ所	3 8 カ所	3 8 カ所	3 8 カ所

各年10月1日現在

## 未設置都道府県

秋田県・山形県・福島県・千葉県・  
東京都・新潟県・富山県・石川県・  
福井県・山梨県・奈良県・徳島県・  
愛媛県・佐賀県・大分県・宮崎県・  
沖縄県

計 17 県

## 課題

医師が必置であるが、人件費が低く確保困難。

学校教育との連携が進んでいない。

被虐待児など対応が困難な児童が増えていることや入所期間が長期に及ぶ場合がある等の実態に合った施設とする必要がある。



## 対応

情緒障害児短期治療施設における医師を確保しやすくするため、運営費（措置費）を充実（平成28年度～）。

情緒障害児短期治療施設への通所指導を積極的に活用。

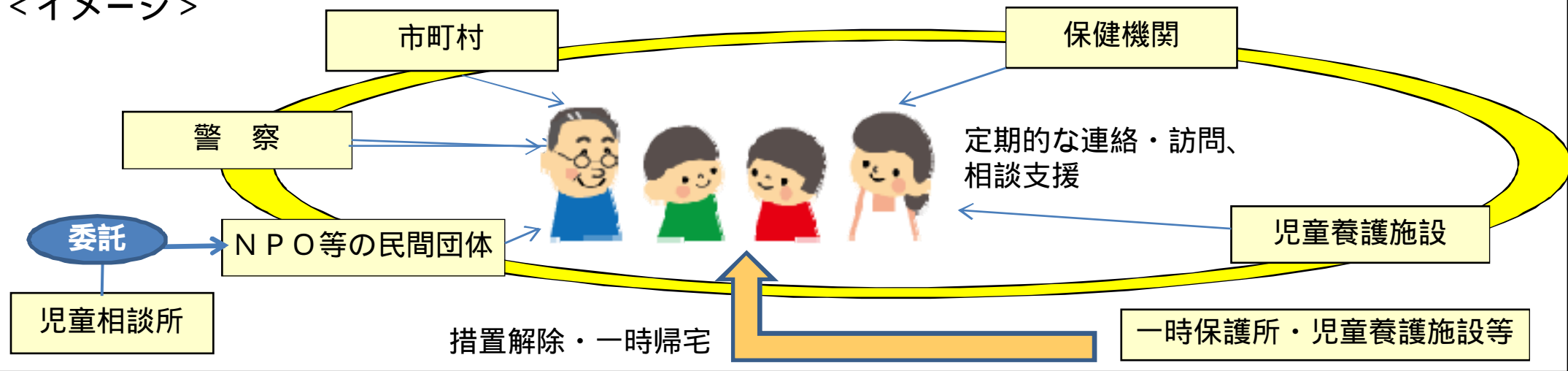
# 施設退所時の助言等

## 現状

都道府県知事、児童相談所長などは、一時保護や施設入所等の措置を解除する際、あらかじめ児童の保護者等に対し、当該措置の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴くこととされている。

また、児童虐待を受けた児童について上記措置を解除する場合には、当該児童の保護者を指導している児童福祉司等の意見を聴くとともに、保護者指導や再度の虐待予防策等の効果等を勘案することとされている。

<イメージ>



## 課題

措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。

措置の解除に当たっては、継続的なフォローが重要。



## 対応

児童相談所が委託したNPO法人等による助言・カウンセリングや、市町村、児童相談所、児童養護施設、NPO法人等の連携した対応による定期的な安全確認、相談・支援等を実施する。

# 里親委託の推進

## 現状

平成23年の「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護全体の中で施設養護を概ね1 / 3、グループホームを概ね1 / 3、里親・ファミリーホームを概ね1 / 3とすることを目標としている。

里親・ファミリーホームへの委託率は平成26年度末現在で16.5%。

都道府県等において、里親制度の普及促進や里親委託の推進、未委託里親へのトレーニングなどを実施する里親支援機関事業が行われている。

## 里親等委託率の推移

H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
1 1 . 1 %	1 2 . 0 %	1 3 . 5 %	1 4 . 8 %	1 5 . 6 %	1 6 . 5 %

福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ（各年度末現在）

## 課題

里親制度に対する社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。

児童相談所が虐待対応業務に追われ、里親委託の業務に十分関わっていない。



## 対応

里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県の業務として法定。  
上記の支援について、社会福祉法人やNPO法人等の民間団体に委託することを推進。

# 里親家庭に対する訪問事業等の実施

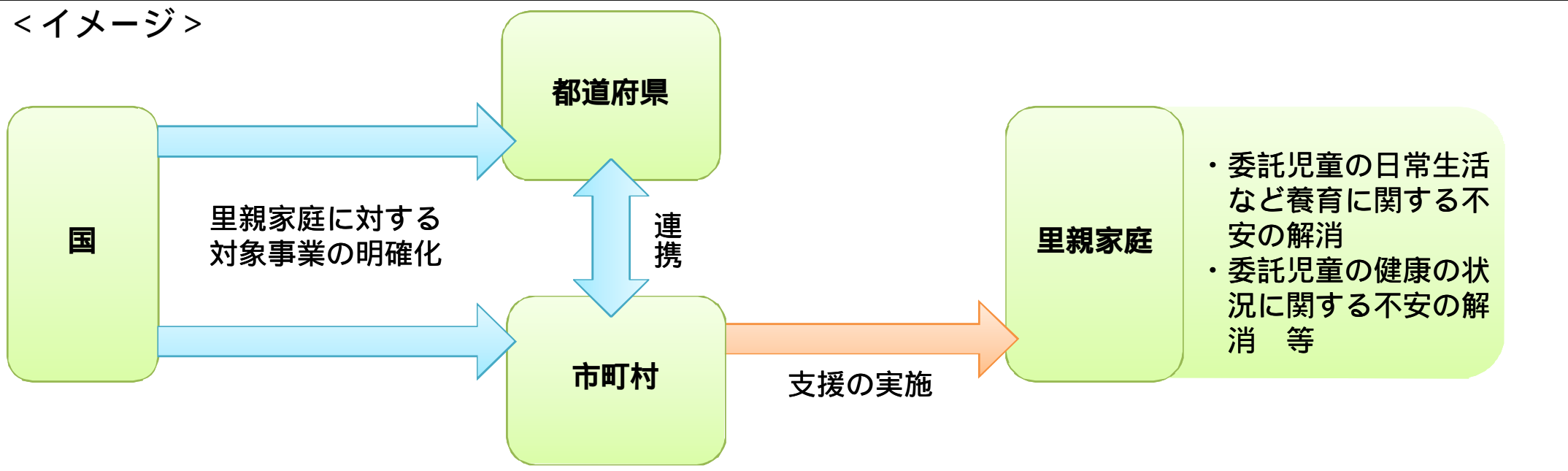
## 現状

平成23年の「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護全体の中で施設養護を概ね1 / 3、グループホームを概ね1 / 3、里親・ファミリーホームを概ね1 / 3とすることを目標としている。

里親・ファミリーホームへの委託率は平成26年度末現在で16.5%。

里親に対する支援として、児童相談所、児童家庭支援センター及び里親支援機関による相談・援助が行われている。

<イメージ>



## 課題

里親の負担軽減のための支援の充実が必要。

## 対応

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び乳幼児健康診査について、里親家庭も対象であることを明確化する。



# 養子縁組の推進

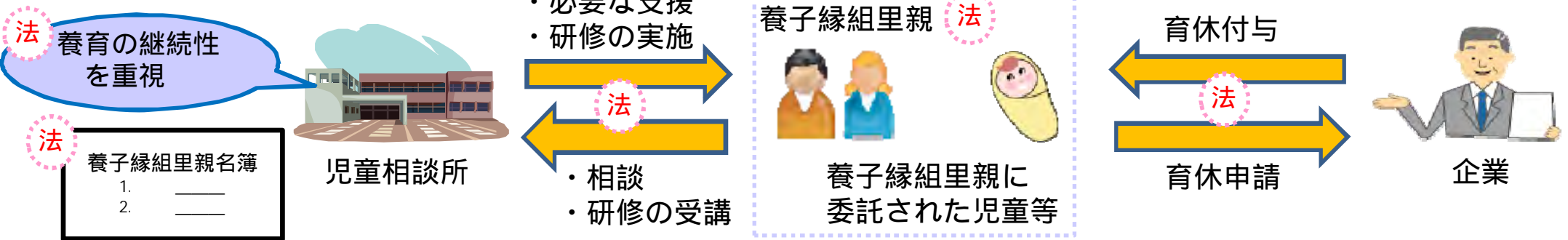
## 現状

養子縁組は、実親による養育が困難な子ども等の養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図る重要な仕組み。養子縁組が子どもの最善の利益になると認められる場合は、積極的な支援を行うことが重要。

児童相談所において、児童相談所運営指針等に基づき養子縁組に関する相談支援が行われているが、更なる取組を促進するための法整備が必要。

同時に、就業中の者であっても養子縁組をしやすい環境の整備を図ることも必要。

### <イメージ>



## 課題

児童相談所の業務について、養子縁組に関する相談支援が法に位置づけられていない。  
 養子縁組里親が法に位置づけられていない。  
 育児休業の対象となる子が、法律上の親子関係のある者（実子又は養子）に限られている。



## 対応

### < 児童福祉法関係 >

児童を養子とする養子縁組に関する相談支援を児童相談所の業務に位置づける。

養子縁組里親を法定化し、研修義務化や欠格要件、都道府県知事による名簿登録を規定。

### < 育児・介護休業法関係 >

育児・介護休業法上の育児休業等の対象に、養子縁組里親に委託された者等を加える。

# 児童家庭支援センターの機能強化

## 現状

児童家庭支援センターは地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。

平成26年10月現在104か所。少子化社会対策大綱では、平成31年度までに340か所を整備する目標。

### 児童家庭支援センターの設置力所数

H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	...	H 3 1
8 2 力所	8 7 力所	9 2 力所	9 8 力所	1 0 4 力所		3 4 0 力所

各年10月1日現在

目標力所数

## 課題

現在のところ全国的に設置数は少なく、また地域によって取組状況は様々であり、児童相談所の補完的役割を十分に果たせていない。



## 対応

相談・援助体制の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置を拡大。

児童家庭支援センターにおける相談・援助機能の強化を図る。



# 効果的な自立支援の実施

## 現状

児童養護施設等では、自立に向けた生活習慣や金銭管理等を習得するための支援や、進学のための学習指導、就職するための職業指導を実施している。

児童養護施設や児童自立支援施設には職業指導員を配置しているところがあり、職業実習の指導や就職活動の支援を行っている。職業指導員を配置している児童養護施設は全国601カ所のうち41カ所、児童自立支援施設は全国58カ所のうち3カ所となっている。

### <イメージ>



< 自立支援のための支援例 >  
 社会性の習得  
 履歴書の書き方、面接指導  
 ハローワークへの同行支援  
 社会体験・就労体験を追加  
 農家等での活動  
 ボランティア活動への参加 等

## 課題

入所措置等の時点から将来の人生設計を見越した自立支援計画を策定し、定期的に点検・評価を行いながら進めることが必要。

施設入所児童は偏った経験をしていることが多いため、様々なことを経験できる機会の提供が必要。

## 対応

施設入所等児童に対する効果的な自立支援のための職員を配置すること等により、専門的支援を実施。

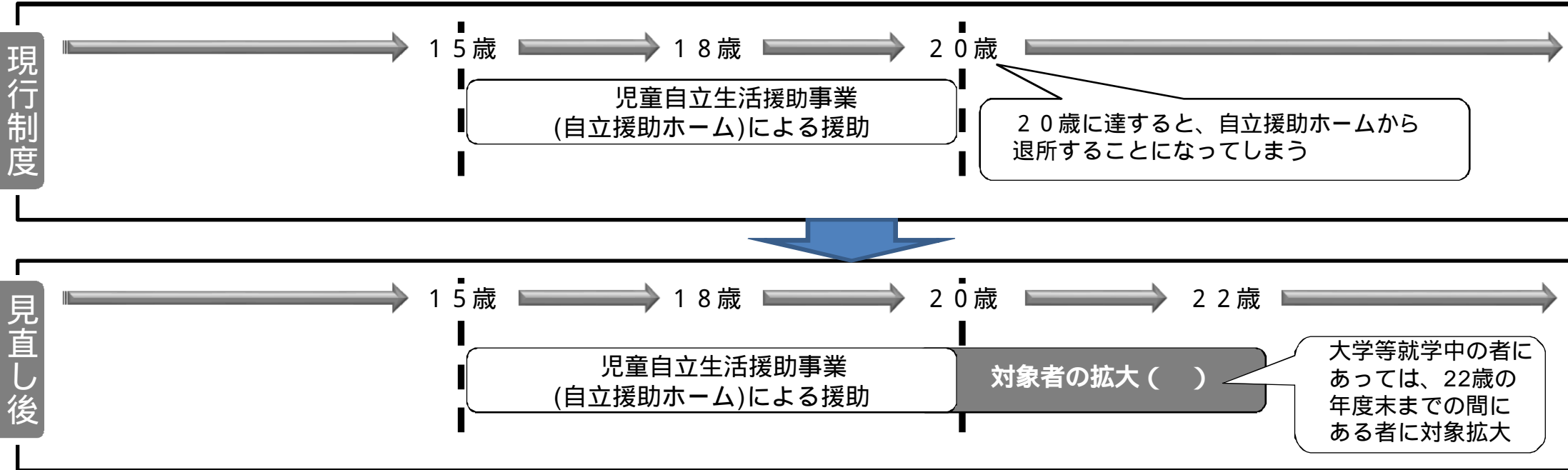
# 自立援助ホームの支援対象者の拡大

## 現状

現行児童福祉法における児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者は、義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者とされている。

児童とは、満18歳に満たない者をいう。

<イメージ>



## 課題

現行の児童福祉法では、自立援助ホーム入居者が20歳に到達した時点で支援が必要な場合でも退所することとなってしまう、大学卒業まで継続した支援を行うことができない。

## 対応

自立援助ホームの入居者であって大学等へ進学している場合には、自立援助ホームの対象者として22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とすることを旨とする。

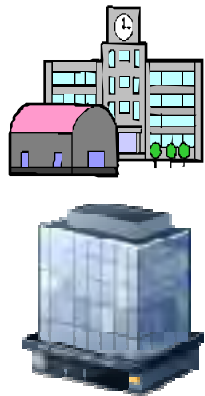
# 施設退所児童等に対する支援

## 現状

児童養護施設等に入所している児童等は、一般と比べて大学等への進学率が低く、また、就職後も一般と比べて離職しやすい状況にある。

地域社会における社会的自立を促進するため、児童養護施設退所者等の生活・就業に関する相談に応じる退所児童等アフターケア事業を実施しており、平成26年度実績では23自治体で実施されている。

<イメージ>



就業・就職  
の継続



退所児童等の  
生活安定を確保

相談・支援



NPO等：アフターケア事業



資金貸付



都道府県等：自立支援資金貸付事業

## 課題

保護者がいない等により生活基盤が脆弱なため、やむなく離職や中途退学に追い込まれることのないよう、支援が必要。

施設退所者等の生活・就業に関する相談支援体制の強化が必要。



## 対応

児童養護施設退所者等に対して相談・支援等を行う退所児童アフターケア事業を拡大。

施設退所者等に家賃相当額や生活費の貸付を行うことにより安定した生活基盤を築くための自立支援資金貸付事業を創設（平成27年度補正予算で実施）。

# 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

自立支援

## 概要

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。

また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。

